

令和7年(2025年)6月10日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

不審者対応訓練における警察との連携について(通知)

先般、東京都立川市内において、複数の人物が学校に侵入し、対応した教職員が負傷する事件が発生するなど、学校への不審者の侵入事案が後を絶たない状況にあり、道内においても同様の事件の発生が懸念されるところです。

各学校においては、日頃から児童生徒の安全確保に取り組んでいたただいていますが、改めて、学校に不審者が侵入した場合の警察への通報及び児童生徒の避難誘導など、児童生徒の安全確保のための対応を確認するほか、教職員自らも身の安全を守るための対処方法を身に付けることが重要です。

このため、別添のとおり、道警察に対し、教職員を対象とした不審者対応訓練の講師派遣について協力依頼をしておりますので、今後、こうした訓練を予定している学校又は教育委員会においては、必要に応じて、管轄の警察署と連携を図り、より実践的な内容とするようお願いします。

なお、訓練を担当する警察職員には限りがあることから、市町村教育委員会においては、可能な限り、市町村単位での開催を検討するなどして、双方の負担を軽減した効果的な方法で実施するよう留意願います。

(学校安全係 011-204-5895)



教 生 学 第 269 号

令和7年(2025年)6月3日

警察本部生活安全部生活安全企画課長 様

教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長

学校における教職員を対象とした不審者対応訓練について(依頼)

平素から教育行政の各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、東京都立川市内において、複数の人物が学校に侵入し、対応した教職員が負傷する事件が発生したほか、全国的にも学校への侵入事案が後を絶たない状況にあり、道内においても同様の事件の発生が懸念されるところであります。

このため、学校に不審者が侵入した場合に備えて、教職員は、警察への通報及び児童生徒の避難誘導など、危機管理マニュアルに沿った対応要領を身に付け、児童生徒の安全確保に万全を期すほか、教職員自らも身の安全を守るための現実的な対処方法を学ぶ必要があります。

つきましては、今後、学校又は教育委員会が、教職員を対象とする不審者対応訓練を実施する際には、管轄の警察署に対し、警察職員の講師派遣依頼を行うことも考えられますので、昨今の情勢を御理解いただき、特段の御配慮をお願いします。

(学校安全係 011-204-5895)